

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	1 件

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5155（埼玉国民年金事案 336 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月まで

当初、私は会社退職後の昭和 55 年 5 月頃に夫婦で A 市役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、私の妻が送付された納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、妻が自分の分の保険料だけを納付し、私の分を納付していないことはあり得ないと申し立てたが記録の訂正は認められなかった。

しかしながら、その後、当時のことをよくよく考えてみた結果、私の妻が、上の子が 10 歳くらいだった時に A 市の広報を読んで同市役所に私の年金の手続に行ったことを思い出した。この時期は子供にお金がかからないときだったので、私の給料の半分よりは多い金額だったと思うが、妻が手続後送付された納付書で、銀行で納付したような記憶があるので再度申立てをする。私の妻は送られてきた納付書を手元に残すようなことはしない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 55 年 5 月に会社退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その妻が夫婦二人分の保険料を銀行に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が 60 年 5 月前後に払い出されたと推認され、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶も明確でなく、これらの状況が不明であるとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 7 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

しかしながら、今回申立人は、当初の決定後、当時のことをよくよく考えてみた結果、その妻が、上の子が 10 歳くらいだった頃に、A市の広報を読んで同市役所に申立人の国民年金の手続をしに行ったことを思い出し、その妻が、「この時期は子供にお金がかからないときだったので夫の給料の半分よりは多い金額だったと思うが、手続後送付された納付書で、銀行で納付したような記憶がある。」として申し立てしているところ、当委員会が申立期間に係る調査を改めて行ったところ、申立人のオンライン記録を見ると、昭和 60 年 5 月 27 日に過年度納付書が作成された記録が確認できる。

また、上記の過年度納付書作成時点では、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は遡って国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、当該期間を納付するのに必要となる金額は 14 万 4,600 円となるところ、申立人の妻は、「当時の夫の給料は 24 万円から 25 万円ぐらいであり、納付した金額は給料の半分よりは多い金額だった。」と申述しており、おおむね一致している。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続以後に未納は無く、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っているなど、年金制度への関心が高かったと考えられ、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

なお、申立人は、今回の申立てにあたり、申立内容を変更してきたものであるが、申立人の国民健康保険の加入が昭和 55 年 5 月であったこと、30 年ほど前の記憶であることなどを勘案すると、今回の申立内容の変更が一概に不合理なものとはいえない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月までの期間について、上記の過年度納付書が作成された時点で、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人の当該期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5156

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月

私は、A市にいた時に将来のことを考えて国民年金に任意加入した。昭和 55 年 7 月分までの領収書があるので、同市役所で保険料を納付していたことが分かる。夫が海外に赴任することに伴い、同市役所で国民年金の資格喪失の手続を行ったと思うが、手続時に同市役所職員からは、保険料の還付手続については説明されていなかったと記憶しており、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来のことを考えA市役所で国民年金に任意加入し夫の海外転勤に伴い出国する昭和 55 年 7 月まで、同市役所窓口で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人は同年 7 月 17 日に申立期間の保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が海外転出するため、国民年金の資格喪失手続をA市役所で行ったことにより、申立人は昭和 55 年 7 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間は本来適用除外期間となり、制度上国民年金被保険者とならない期間となるが、行政の記録からは当該期間の還付整理簿が作成され、57 年 5 月 24 日還付決定が行われたことは確認できるものの、その後還付決定が取り消されている上、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡もうかがえないことから、申立期間の保険料は 32 年もの長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の保険料の納付を認めないのは、信

義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年12月から9年9月までは24万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の同年3月から同年9月までの標準報酬月額（24万円）に係る記録を、同年3月は28万円、同年4月から同年9月までは30万円にすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年11月30日まで  
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成8年12月1日から9年11月30日まで実際の支給額よりも低くなっている。給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年9月までは24万円、同年10月は32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）より後の9年12月5日付けで、8年12月1日に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主をはじめとする多数の従業員について行われ

ていることが確認できる。

また、A社の経理担当役員が提出した同社に係る債権差押通知書の写しにより、平成9年3月分から同年10月分までの保険料が滞納となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月から9年9月までについては24万円、同年10月については32万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から提出された同年3月分から同年10月分までの給料明細書により、28万円以上の報酬月額が支払われていること及び30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額から、上記訂正後の平成9年3月から同年9月までの標準報酬月額（24万円）に係る記録を、同年3月は28万円、同年4月から同年9月までについては30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7580

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については4万6,000円、申立期間②については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日  
② 平成 19 年 8 月 31 日

A社に正社員として働いていた。在職中に支給された平成18年12月及び19年8月の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。平成18年12月の給料支払明細書(賞与分)を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社における申立期間①の賞与に係る給料(賞与)支払明細書により、申立人は、同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、申立人から提出された給料(賞与)支払明細書の社会保険料合計控除額より推認できる厚

生年金保険料額から4万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、賞与の支給実績を確認できる給料（賞与）支払明細書を保管していないものの、事業主は「社会保険に加入する正社員に支給していた。」と回答しており、社会保険を担当していた同僚を含む複数の同僚も同様の供述をしている。

また、給料（賞与）支払明細書及び賃金台帳から賞与の支給実績が確認できる同僚は3人いるところ、いずれも正社員であり、全員が申立期間①及び②の両期間において賞与を支給されていたことが確認できる。

さらに、B市から提供された申立人の平成20年度（平成19年の所得）市民税・県民税課税照会回答書の社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

加えて、上記の同僚3人は、給料（賞与）支払明細書等により賞与から申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人に係る申立期間②の標準賞与額については、上記市民税・県民税課税照会回答書により推認できる厚生年金保険料額により15万円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案7582

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所から、A社に勤務していた期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A社に勤務していたとして申立人が名前を挙げた4人を含む同僚7人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していたと思う旨回答している上、現在の事業主は、申立期間は会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記同僚のうち3人が、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらない

ため、申立期間に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記同僚のうち6人が、A社では、当時、Eの製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の随時改定の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
昭和34年12月にC社に入社し、同社の関連会社であるA社を37年7月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社又はA社において勤務していた同僚8人に照会し全員から回答が得られ、そのうちの2人の同僚は、申立人は申立期間に正社員としてA社に勤務しDの業務に就いていたと供述していることから、申立人は昭和35年7月1日から同社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA社で正社員として勤務していたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社は、商業登記簿謄本により、昭和35年6月3日に会社成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は50人以上いた

としていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の保険料控除額に相当する標準報酬月額がC社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7584

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和33年8月にC社に入社してから同社の関連会社であるA社を36年1月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社又はA社において勤務していた同僚7人に照会し全員から回答を得られ、そのうちの5人の同僚は、申立人は申立期間に正社員としてA社に勤務しDの業務に就いていたと供述していることから、申立人は昭和35年7月1日から同社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA社で正社員として勤務していたとする同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社は、商業登記簿謄本により、昭和35年6月3日に会社成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は50人以上いた

としていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の保険料控除額に相当する標準報酬月額がC社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、1万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7585

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
昭和33年2月にC社に入社してから同社の関連会社であるA社を36年1月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社又はA社において勤務していた同僚24人に照会し回答を得た13人のうち、1人の同僚は、申立人は申立期間に正社員として勤務していたとしており、別の1人の同僚は、昭和35年7月にA社が設立されC社D支店に勤務していた従業員の所属は同社D支店からA社になったとしていることから、申立人は昭和35年7月1日から同社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA社で申立人と同様に正社員であったとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社は、商業登記簿謄本により、昭和35年6月3日に会社成立

し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の保険料控除額に相当する標準報酬月額が C 社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 35 年 6 月の記録から、9,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7586

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所のお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、昭和48年12月25日から49年1月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに気が付いた。当該期間も同社に勤務し、Bの業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間及びその前後の期間の勤務について、申立人の雇用保険の加入記録、A社及びC社における複数の同僚の供述並びにD社（申立期間当時は、C社）から提出された人事異動通知により、申立人はA社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、昭和49年1月1日（喪失の受付年月日：昭和49年1月31日）と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されており、申立人のほか230人の資格喪失日についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に申立人について、昭和48年12月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該

処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を事業主が当初届け出た昭和49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る訂正処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7587

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで  
年金事務所のお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る昭和38年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の担当者は当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを38年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A事業所に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

Bの業務で勤務していたA事業所に係る平成15年12月の賞与として、同事業所名義で2万円及びC社名義で18万円の計20万円を支給された。勤務事業所は、同事業所だけであり、申立期間の標準賞与額に係る記録は20万円だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A事業所から申立人に支給された賞与については、同事業所から提出された支給額一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の事務手続が漏れていたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、C社から申立人に支給された報酬（18万円）については、事業主は、「当該報酬は、A事業所の関連会社であるC社が平成15年7月から同年12月までの6か月間の事務業務等への報酬として申立人に支給したものであり、同事業所の賞与ではない。」と供述している上、申立人の同社に係る当該報酬の支払明細書及び「平成15年分源泉徴収票」により、申立人は当該報酬から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該報酬に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から同年10月1日まで

私は、平成9年3月16日にA社に入社後、11年9月30日まで継続して同社に勤務した。しかし、11年10月1日付けで関連会社であるB社へ出向した際の厚生年金保険の被保険者記録が2か月間空白となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管する申立人に係る社員退職報告書により、申立人は、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成11年10月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年7月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成11年8月1日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月及び同年9月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和27年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和61年11月27日から同年12月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A社における申立期間の資格喪失日は昭和61年11月27日になっており、次の同社B工場における資格取得日が同年12月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C組合の加入記録、「勤続20年」の表彰者が掲載されている社内報「D」（平成元年8月号）及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和61年12月1日に同社Eセンターから同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社Eセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和61年10月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7591

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、平成 20 年 12 月 19 日に支給された賞与の記録が無い。会社から保険料を控除されているはずなので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう標準賞与の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立期間において、申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同様に申立期間の賞与の記録が欠落している同僚が所持している平成 20 年 12 月 19 日支給の賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された普通預金通帳の写しに記載されている金額により推定できる賞与額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該標準賞与額に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7592

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで  
厚生労働省の記録によれば、C社本社の資格喪失日が昭和48年10月27日に、A社の資格取得日が同年11月1日になっているために、同年10月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

関連会社への出向であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る回答、退職者一覧台帳、D組合の申立人に係る被保険者記録及び同時期にC社本社からA社に出向した同僚が保管している申立期間に係る給与明細票から判断すると、申立人は、申立期間もC社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社本社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和48年11月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が、同社における雇用保険の資格取得

日と同一日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 48 年 11 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5146（埼玉国民年金事案 5010 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月、同年 12 月及び 56 年 7 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月及び同年 12 月  
② 昭和 56 年 7 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和 56 年頃自営業者になり、58 年頃に A 会主催の勉強会に夫婦で参加したところ、国民年金保険料が未納であることを指摘されたため、妻が、その後すぐに B 社会保険事務所（当時）へ出向き、国民年金の加入手続を行った。その後、過去の分として 20 万円前後の保険料を三分割された納付書が届き、いつ、どこで納付したかは定かではないが、58 年以降の保険料も含めて妻が納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

また、私たち夫婦は昭和 58 年の B の A 会の勉強会に参加した際に、担当者から当該 A 会主催の旅行（C 旅行）に誘われたことを記憶しており、このことを裏付ける新たな資料として、旅行の開催案内記事が掲載されている D 新聞（昭和 58 年 7 月号）を提出するので、参考にしてほしい。

なお、前回、提出した確定申告書により申立期間の一部が記録訂正されたことから、私には別の国民年金手帳記号番号があったと思うので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその妻は、「保険料は納付した」とするのみで、具体的な証言は得られず、これらの状況が不明である上、申立人が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらないとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 9 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 58 年に加入手続及び保険料納付をしたとする証拠として、D新聞（昭和 58 年 7 月号）の B の A 会主催による C 旅行の開催案内記事を提出しているが、同記事には「恒例の C 旅行」と記載され、当該 A 会によれば「当会主催の C 旅行はいつ頃までだったかは定かではないが、毎年開催されていた。」と回答していることから、当該新聞が、申立人が同年に国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申述を裏付けるものとは考え難い。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで

私は、昭和57年4月に就職する前は短大生であったため、私の父が20歳になってから短大を卒業するまで国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれたにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が20歳になってから短大を卒業するまで国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとするその父は、高齢のため申立期間当時の手続及び保険料の納付について証言を得られない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月頃に払い出されたと推認され、当該手帳記号番号では申立期間当時の保険料は時効により納付することができず、当委員会においてオンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出検索等により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5148（埼玉国民年金事案 1848、3006 及び 4080  
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から60年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び61年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から60年12月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和51年8月に国民年金の加入手続をして以降、定額保険料に付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していたはずであるが、申立期間①については、定額保険料及び付加保険料が納付されておらず、申立期間②についても付加保険料が納付されていない記録となっている。

申立期間①及び②を定額保険料に付加保険料を加えた納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立期間①における国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらないなどとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年5月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、昭和51年8月に国民年金の加入手続をして以降、定額保険料に付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、59年3月31日付けで任意加入被保険者資格喪失の申出がなされた旨の記載があり、申立人保有の年金手帳にも同様の記載があることから、当該期間について付加保険料を含む国民年金保険料の納付はできなかったとするのが合理的であるとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会

の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け及び 23 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②については、前記 1 のとおり、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金の加入手続をして以降、定額保険料に付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿及び申立人保管の年金手帳にも付加保険料を意味する「付」の印は見当たらないことから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け及び 23 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
  
- 3 今回、申立人は、新たな証拠及び証言は無いものの、上記 1 と同様、定額保険料に付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していたはずであるとしている。これについて、改めて、任意加入被保険者が付加保険料を納付する場合の納付書の発行時期及びその形状等について A 市役所に照会したところ、同市役所は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況について明確な回答を得ることができなかった。そのほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5149

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月

私は、平成元年 12 月に会社を退職した時点では、国民年金の加入手続を行わなかったが、3年6月の婚姻に伴って加入手続を行った際、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料が納付されていない期間の説明を受けて、遡った期間の保険料を2回に分けて納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月の婚姻に伴って国民年金の加入手続を行った際、社会保険事務所から国民年金保険料が納付されていない期間の説明を受けて、遡った期間の保険料を2回に分けて納付したとしているところ、オンライン記録によると、2年1月から3年3月までの保険料は同年11月25日に過年度納付され、同年4月から同年6月までの保険料は4年7月17日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳2冊のうち、申立人の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳（当該手帳記号番号は平成3年8月頃に払い出されたものと推認される）の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、「平成2年1月1日」と記載されおり、一方、当該手帳の交付前に交付されていた厚生年金保険に係る被保険者資格が記載された年金手帳には、国民年金に係る記載が無い上、オンライン記録によると、当該厚生年金保険の被保険者資格は2年12月31日付けで喪失していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付すること

ができない期間である。

また、当委員会において申立人の旧姓も含めてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5150

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和25年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年9月から50年3月まで  
父が、国民年金の加入手続きを行い、各家庭を集金してまわっていた納税組合の役員の方に申立期間の保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、納税組合の役員が毎月集金にきたときに申立期間の国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料については年度を遡って納付することになるが、申立人の主張する納税組合における納付方法では申立期間の保険料を納付することができなかつた上、申立人自身は国民年金の加入手続きや申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その加入手続きや保険料を納付していたとするその父も当時の保険料の納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5151

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から51年12月まで  
私は、昭和48年10月にA社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続をB村役場で行い、その後は役場窓口で国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月にA社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の52年1月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張とは符合しない。

また、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには遡って納付することとなるが、申立人は、遡って納付した記憶は無いとしているほか、申立期間に納付した保険料額、納付頻度に関する記憶も明確ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は現在所持する年金手帳のほかに交付された手帳に関する記憶が明確でないなど、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5152

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から同年3月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び61年2月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年2月から同年3月まで  
② 昭和59年8月から同年10月まで  
③ 昭和61年2月から62年9月まで

申立期間①及び②については、実家の両親がA村（現在は、B市）で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間③については、妻がC市役所で国民健康保険と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。保険料を納付するのが遅れていたために、自宅に集金人が来て、保険料を納付するように言われ納付したことを妻が覚えている。

申立期間①、②及び③が国民年金の未加入期間とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の国民年金の手帳記号番号は、申立人が申立期間を通じて居住しているC市で申立期間③後の平成3年2月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日 平成2年12月29日」と記載されていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該期間の国民年金の加入手続及び保険料納付をA村で行っていたとする申立人の母は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、父からは当時の状況を聴取する

ことができないため、当時の納付状況等が不明である上、申立人の戸籍附票によると、申立人は当該期間前にA村からC市に住民票を移動していることが確認できることから、当時に、申立人の両親がA村で申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をすることはできなかったと考えられるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人の妻は、当該期間の国民年金の加入手続をC市役所で国民健康保険の加入手続と同時に行ったとしているが、同市によると、当該期間に係る申立人の国民健康保険加入記録は無いとしている上、妻は当該期間の保険料を集金人に納付したとする時期、納付額、納付回数及び厚生年金保険加入後の資格喪失手続に関する記憶が明確でないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の両親及び妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から50年3月まで  
私が20歳になった頃に、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、昭和48年10月に結婚した後は、妻が夫婦二人分の保険料を同市役所で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に、その母がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料を同市役所の窓口で納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母からは高齢のため証言を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、昭和48年10月に結婚した後は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で一緒に納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間のうち、同年4月から50年3月までの期間は、その妻の保険料も申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年5月頃にA市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、45年12月から48年3月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月から50年3月までは遡って納付できる期間であるが、申立人の保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当た

らない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、会社を退職した昭和48年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、同年10月に結婚をしてB市に転居した後は、私が同市役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和48年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、同年10月に結婚をしてB市に転居した後は、同市役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳によると、氏名欄には婚姻後の氏名「C」、住所欄には「B市D\*の\*」と記載されており、これは被保険者台帳と一致している上、申立人は別の年金手帳を所持していないとしていることから、申立人がA市で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は、昭和48年10月に結婚した後は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料をB市役所で一緒に納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間はその夫の保険料も申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年5月頃にB市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確でないため保険

料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5157

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は平成3年8月に転職したが、入社した会社が新しく興した会社だったので、厚生年金保険の適用事業所となるには少し時間がかかってしまうと聞いた。その間、健康保険に加入していないというのは心配だったので、A市役所に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民年金に加入しないと国民健康保険には加入できないとの説明を受け、短い期間でも国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A市役所に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民年金に加入しないと国民健康保険には加入できないとの説明を受け、短い期間でも国民健康保険と国民年金に加入し保険料を納付した。持参した年金手帳に国民年金の番号を記載してもらった。」と申述している。

しかしながら、A市からは「A市における申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入は確認できるものの、国民年金の加入についての事実は確認できなかった。申立期間当時、国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できない取扱いはなかった。」との回答がある上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、A市ではなくB市で付番された番号であり、申立人の所持する年金手帳に申立人のA市における住所の記載が無いことを踏まえると、申立人がA市において国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取

得時期から平成8年1月頃に払い出されたと推認され、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5158

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 7 月まで

私は病院にかかるため、昭和 56 年 6 月頃に A 区役所国民健康保険課に健康保険の加入手続に行ったところ、まず国民年金に加入しなければ国民健康保険の加入はできないと言われ、国民年金課で自分の国民年金加入手続を行った。国民年金の手続のたびに年金手帳を持参し、同区役所の担当者から手帳の記録欄への記載と A 区のゴム印を押してもらっていた。申立期間当時は、父親が自営業をしており母親が経理担当だったので、母親が家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 6 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、父親が自営業をしており母親が経理担当だったので、母親が家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していた。」と申述しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は既に亡くなっており、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続に行った時に、所持していた年金手帳に国民年金手帳記号番号を記載してもらったので、年金手帳は現在所持しているもの 1 冊だけである。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取得時期から平成 3 年 9 月頃に払い出されたと推認され、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の

国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5159（栃木国民年金事案 93 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年9月まで

先の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料は、A組合の組合長をしていた父が納付していたとして申立てを行ったが、申立期間の記録訂正は認められないとの通知を受けた。今回、当該A組合の元会計担当者の文書を提出するので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付に関与していないこと、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしたとするその父は既に亡くなっており供述を得ることができないこと、国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和59年7月であることから、申立期間は全て時効により納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実も確認できず、加入手続及び保険料納付の状況が不明であること、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が提出したA組合の元会計担当者の文書には「B様も昭和48年から会員として年金の納付をいただきました。」と記載されているが、当該担当者の任期は平成7年4月1日からであり、申立期間当時の組合員台帳などの資料は保存されていないことなどから、当該文書は申立人が申立期間の保険料を納付したとする申述を裏付けるものとは考え難く、ほかに年金記録確認栃木地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな

な事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5160（茨城国民年金事案 547 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

申立期間中、私は住み込みで勤務していた事業所の事業主に私の給与から国民年金保険料を天引きされ、年金手帳は昭和50年中に事業主から受け取った。新たな資料は無いが、申立期間当時一緒に働いていた同僚、事業主の長女及び次女に私の国民年金保険料の納付状況を照会し再審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が自分の給与から国民年金保険料を天引きしていたとする事業主は既に亡くなっているため供述を得られないこと、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないこと、また申立期間の申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明であること、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年11月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料は無いが、申立期間当時一緒に働いていた同僚、事業主の長女及び次女に申立人の国民年金保険料の納付状況を照会の上、再審議してほしいと申し立てているが、同僚については照会できず、事業主の長女及び次女に照会したが、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付についての具体的な証言は得られず、ほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月  
② 平成 19 年 8 月

ハローワークの求人に応募し、アルバイトの構内作業員としてA市内にあったB社の作業場に勤務していた。1年経過後の平成 16 年 7 月から社会保険に加入した。給料は時給制で、午前 8 時から午後 5 時までの 8 時間勤務であった。同社に勤務していた期間のうち、平成 18 年 12 月及び 19 年 8 月に支給された賞与について、日本年金機構の記録に反映されていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

C 税務署から提出された申立人の申立期間①に係る平成 18 年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の合計額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

また、D 県 E 市から提出された平成 20 年度（平成 19 年分の所得）「住民税の課税状況について」に記載された社会保険料控除額は、申立人の 19 年のオンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っているものの、「住民税の課税状況につ

いて」に記載された給与収入は、申立人の 19 年のオンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額の合計額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立人は、「両申立期間の賞与について、支給日や支給額を含め支給された事実について記憶に無い。支給されたとしても、1 万から 2 万円くらいだったと思う。」と供述しているところ、事業主は「賞与は、社会保険に加入する正社員が対象で、パート・アルバイトには支給していなかった。」と回答している。

加えて、事業主は、「賃金台帳等の資料は廃棄済みであるため、申立期間における賞与支払の有無、保険料控除及び届出等については不明である。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、両申立期間に被保険者記録が確認できる連絡可能な同僚 13 人に照会したところ、8 人から回答があったものの、申立人の氏名を記憶している同僚はおらず、社会保険及び給与計算を担当していた同僚を含む複数の同僚は「賞与は正社員に支給していた。」と供述している。

さらに、賞与の明細書及び賃金台帳により賞与の支給が確認できる同僚は 3 人いるところ、いずれも正社員であると供述している。

このほか、両申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。